

解散公告 (第二回)

当法人は、令和八年六月二十二日、福島地方裁判所白河支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十一日

福島県白河市金屋町五番地

宗教法人心睦教団安藤教会

清算人 弁護士 宮本 雅司

連絡先 ○二四八―二七―二二八三

弁護士法人宮本法律事務所

解散公告 (第二回)

当法人は、令和八年六月二十八日開催の総会の決議により令和八年七月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十一日

大阪府西区江之子島一丁目九番一五

マツダファミリアーツ阿波座管理組合

清算人 西浦 一美

解散公告 (第二回)

当組合は、令和八年七月三日開催の本地生産森林組合総会の決議により令和八年七月二十七日に県の認可を得て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十一日

広島県山県郡北広島町本地二六六番地

本地生産森林組合

清算人 堀亀 諭

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年七月十六日福島地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十一日

福島県喜多方市熊倉町雄国字村中甲二三一

宗教法人禊教雄国分院教会

清算人 弁護士 舟城 善貴

連絡先 福島県会津若松市大町二丁目十一

番二十三号トップレディビル二階 舟城法律事務所

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年七月十二日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十一日

東京都小平市花小金井南町三丁目四〇番二

医療法人社団三樹会

清算人 岩崎 真樹

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年七月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十一日

三重県松阪市嬉野矢下町五六六番地

東禅寺

清算人 西村 倫也

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年五月十四日社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和八年七月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十一日

三重県北牟婁郡紀北町上里三五〇番地一

医療法人充仁会

清算人 林 丘

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年五月二十五日開催の社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、令和八年七月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十一日

京都府木津川市山城町上粕東作道五番地一

医療法人社団柳沢診療所

清算人 柳澤 彌

解散公告 (第三回)

当公社は、令和八年七月二十三日、香川県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十一日

香川県さぬき市志度五三八五番地八

さぬき市土地開発公社

代表清算人 中村 修

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年十二月一日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十一日

福岡県糟屋郡粕屋町若宮二丁目六番一

医療法人むらつか耳鼻咽喉科クリニック

清算人 村塚 幸穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市大字荒川字柴田二四番地三、最後の住所青森県青森市大字荒川字柴田二八番地一三 被相続人 亡 川村千代志 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

青森市長島二丁目八番一 となんビルア

ネットス長島一階 坂法律事務所

相続財産清算人 弁護士 坂 正俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県結城市大字結城一五〇七番地二、最後の住所茨城県結城市大字結城一七六三番地一 被相続人 亡 多田 和夫 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

東京都千代田区大手町一丁目二番一

村上胎内洋上風力インベストメント株式会社

代表取締役 古田 真崇

令和八年八月二十一日

茨城県結城市結城一三六五一 オークビル

三 F 千田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 千田 聡太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那珂川町小川七二四番地六、最後の住所栃木県宇都宮市今泉町八六番地 被相続人 亡 吉成 ヒデ 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

栃木県宇都宮市西一の沢町一番五号

相続財産清算人 弁護士 新江 学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市本町五丁目一四番、最後の住所埼玉県上尾市本町五丁目一四番六号 被相続人 亡 齋藤日出樹 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十一日

埼玉県さいたま市大宮区仲町二二四一

金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉澤 俊一

第2期決算公告

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在)		金額(千円)
資の産部	流動資産	53,199
	固定資産	9,025,907
	負債	5,239
	純資産	9,084,345
負債純資産及び部	流動負債	9,394,170
	固定負債	9,394,170
	純資産	△309,825
	負債・純資産合計	△309,825